

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示 県営土地改良事業計画を変更した件 三
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件三件 三
- 保安林の指定施業要件を変更する件 三
- 道路の区域を変更する件二件 三
- 道路の供用を開始する件 三
- 公告 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更する件二件 三
- 福島県人事委員会 平成三十年年度福島県警察官採用候補者試験（特別募集）を行う件 三
- 正誤 平成三十年一月三十日付け定例第二千九百七十二号中 七
- 平成三十年二月六日付け定例第二千九百七十四号中 七

告 示

福島県告示第百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、前田川地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間

平成三十年二月二十一日から
同 年三月十二日まで（二十日間）
縦覧の場所
須賀川市役所

（農村計画課）

福島県告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 喜多方市山都町小舟寺字川東林甲二〇一五の一、甲二〇二五、甲二〇二六、山都町木幡字八幡平甲六一七の二、甲六一八の二、甲六一九の二、甲六二〇の一から甲六二〇の五まで、字孟子沢甲六の二、甲六の一、甲六の二、山都町相川字洲合館乙一七九の一、乙一七九の二、乙一七九から乙一八〇六まで、字天狗田乙一八一四、字西白子沢甲五、字蛇喰乙一六三〇の一五、乙一六三〇の一七、乙一六三〇の一八、乙一六三〇の二二、乙一六三〇の三三、乙一六三〇の三四、乙一六三〇の四〇、乙一六五〇、乙一六五〇の一、乙一六五〇の二、乙一六五〇の四、乙一六五〇の五、乙一六五二、乙一六五五、字大鹿野甲一三〇五の二
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 山都町小舟寺字川東林甲二〇一五の一、甲二〇二五、甲二〇二六、山都町木幡字八幡平甲六一七の二、甲六一八の二、甲六一九の二、甲六二〇の一から甲六二〇の五まで、字孟子沢甲六の二、甲六の一、甲六の二、山都町相川字洲合館乙一七九の一、乙一七九の二、乙一七九から乙一八〇六まで、字天狗田乙一八一四、字蛇喰乙一六三〇の一五、乙一六三〇の一七、乙一六三〇の一八、乙一六三〇の二二、乙一六三〇の三三、乙一六三〇の三四、乙一六三〇の四〇、乙一六五〇、乙一六五〇の一、乙一六五〇の二、乙一六五〇の四、乙一六五〇の五、乙一六五二、乙一六五五
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採することができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第百二二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年二月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町木伏字椿沢一五九一の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第百三二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年二月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字栄富字上ミ山丁八〇七の三、字馬木沢丁八三六、丁八三九、大字南倉沢字高倉八二九の二(次の図に示す部分に限る。)、大字高降字石切館山乙一七七八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年二月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町湯ノ花字普戸山甲七七八、甲七八三、塩ノ原字漆方原一五五四の三、一五五四の六から一五五四の八まで、一五五四の一、一五五五の一
 - 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所平成三十年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	伊達郡川俣町大字飯坂 字中道二三番一三地先 から 同 郡同 町大字飯坂 字中道一五番一七地先 まで	変更前 変更後	一八・〇〇 三五・二二 一八・〇〇 三五・二二	三三三・六 三三三・六 三三三・六

(道路計画課)

福島県告示第百六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成三十年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 川俣線	伊達郡川俣町大字飯坂 字古内二六番五地先か ら 同 郡同 町大字飯坂 字中道一五番一七地先 まで	変更前 変更後	一三・二二 三四・五 一三・二二 三四・五	七四一・四 七四一・四 七四一・四

(道路計画課)

福島県告示第百七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方

建設事務所で平成三十年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道会津若松裏磐梯 線	耶麻郡北塩原村大字松原字細野山 国有林四一七林班や小班地先から 同 郡同 村大字松原字狐山一 一三〇番六四地先まで	平成三〇年二月二〇日

(道路計画課)

公 告

公告第三十三号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十八条第四項の規定により、新地町復興整備計画に相馬地方都市計画の変更に係る相馬地方都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。
平成三十年二月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 都市計画の変更の種類及び名称
 - 1 種類 相馬地方都市計画臨港地区
 - 2 名称 相馬港臨港地区
- 二 都市計画の変更を定める土地の区域
新たに都市計画に含まれる土地の区域
相馬郡新地町のうち駒ヶ嶺字今神の一部の区域
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課及び新地町都市計画課
 - 2 縦覧期間
平成三十年二月二十日から同年三月六日まで
 - 4 その他
相馬地方都市計画臨港地区を変更する案について、新地町の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県相双建設事務所長又は新地町長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第三十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第四項の規定により、新地町復興整備計画に相馬地方都市計画の変更に係る相馬地方都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成三十年二月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 都市計画の変更の種類及び名称
 - 1 種類 相馬地方都市計画緑地
 - 2 名称 四号埵浜防災緑地
- 二 都市計画の変更を定める土地の区域
 - 1 新たに都市計画に含まれる土地の区域
 - 相馬郡新地町のうち大字埵木崎字磯山及び字埵浜の各一部の区域並びに谷地小屋字北畑の一部の区域
 - 2 都市計画から除外される土地の区域
 - 相馬郡新地町のうち大字埵木崎字埵浜、字西田及び字埵南浜田の各一部の区域並びに谷地小屋字中浜田及び字北畑の各一部の区域
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
 - 福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課及び新地町都市計画課
 - 2 縦覧期間
 - 平成三十年二月二十日から同年三月六日まで
- 四 その他
 - 相馬地方都市計画緑地を変更する案について、新地町の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県相双建設事務所長又は新地町長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

福島県人事委員会

公告第一号

平成三十年度福島県警察官採用候補者試験（特別募集）を次のとおり行います。

平成三十年二月二十日

福島県人事委員会

区分試験	採用予定	受	験	資	格
一 区分試験、採用予定人員及び受験資格					

区 分	試 験 期 日	試 験 地	合 格 者 発 表
第一次試験 (日)	平成三十年五月十三日	福島市	平成三十年六月一日(金) に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県

- 二 試験の方法及び内容
 - 1 第一次試験
 - (一) 教養試験（多肢選択式） 出題分野及び出題分野別出題予定数は、別表のとおりとします。
 - (二) 論文試験
 - 2 第二次試験
 - (一) 口述試験
 - (二) 適性検査
 - (三) 体力検査
 - (四) 身体検査
- 三 試験期日、試験地及び合格者発表

警察官 A (男性・ 一般)	警察官 A (女性・ 一般)	人 員
三十名程度	五名程度	昭和三十九年四月二日以後に生まれた者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業したもの若しくは平成三十年九月末日までに卒業見込みのもの又はこれらの方と同等の資格があると人事委員会が認めるものとし、次で、

- 一 日本の国籍を有しない者
- 二 成年被後見人、被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 福島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第二次試験	平成三十年六月二十八日(木)から同年七月一日(日)までの四日間のうち指定する二日	福島市	平成三十年八月二十二日(水)に福島県庁前掲示場並びに郡山、白河、会津若松、南会津、南相馬及びいわきの各福島県合同庁舎前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。
-------	--	-----	---

四 受験申込みの手續

1 受験申込書の配布

受験申込書は、福島県人事委員会事務局(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一七五九〇)、福島県地方振興局、福島県東京事務所、福島県大阪事務所、福島県北海道事務所及び福島県名古屋事務所並びに福島県警察本部警務部警務課、福島県内の各警察署、各交番及び各駐在所(夜の森駐在所、大熊駐在所、双葉駐在所、請戸駐在所、大堀駐在所、室原駐在所及び津島駐在所を除きます。)において配布します。

2 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書に必要事項を記入し、福島県人事委員会事務局に提出してください。

なお、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する受験希望者は、当該システムで入力することとされている項目を全て入力し、送信してください。

3 申込受付期間及び申込受付時間

(一) 申込受付期間

平成三十年三月九日(金)から同年四月六日(金)までです(郵便による申込みは、同年四月六日までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。)

(二) 申込受付時間

月曜日から金曜日まで(平成三十年三月二十一日(水)を除きます。)の午前八時三十分から午後五時十五分までです。
ただし、ふくしま県市町村共同電子申請システムを利用する場合には、当該システムが稼働している時間帯(平成三十年四月六日(金)にあつては、午後五時十五分まで)となります。

五 給与

1 初任給

この試験に合格し、採用されると、二一七、三〇〇円の初任給が支給されます。

2 その他の給与

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)等の定めるところにより、諸手当が支給されます。

六 合格から採用まで

合格者は、区分試験ごとに作成される採用候補者名簿に第二次試験に係る得点順に登載された上、福島県警察本部長に提示され、その中から採用者が決定されます。

七 問合せ先

この試験に関する詳細については、福島県人事委員会事務局又は福島県警察本部警務部警務課(福島市杉妻町二番十六号(県庁内)電話(〇二四)五二一七五九一内線二六二二、二六二六)に問い合わせてください。

別表 教養試験出題分野一覧表(一)内は、出題分野別出題予定数)

社会科学(9)、人文科学(9)、自然科学(7)、文章理解(9)、判断推理(9)及び数的推理・資料解釈(7)

(採用給与課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成三十年一月三十日付け定例第二千九百七十二号中

三五	下	一九	道路用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)	道路用地とするため
三五	下	一五	字福良山七四一三の三(次の図に示す部分に限る。)	字福良山七四一三の三

○平成三十年二月六日付け定例第二千九百七十四号中

五二	下	一三	字下川原八六の四(国有林)	字下川原八六の四
----	---	----	---------------	----------

二六
字下川原五一の三、六〇の五
(以上二筆国有林)
字下川原五一の三、六〇の五